

矯正管区長
矯正施設の長

被収容者の診療記録の取扱い及び診療情報の提供に関する訓令を次のように定める。

平成19年2月14日

法務大臣 長 勢 甚 遠

被収容者の診療記録の取扱い及び診療情報の提供に関する訓令

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 診療記録（第3条—第12条）

第3章 診療情報（第13条—第15条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院（以下「施設」という。）に収容されている者（以下「被収容者」という。）に係る診療記録の取扱い及び診療情報の提供について基本的な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 患者 被収容者のうち医師（歯科医師を含む。以下同じ。）の診療を受け、その診療が継続しているものをいい、次に掲げるものに区分する。

イ 休養患者 医療上の必要により作業、教科、職業の補導等の通常の日課を停止させて専ら治療又は治療のための処遇を受けさせる措置を講じた者をいう。

ロ 非休養患者 休養患者以外の者をいう。

(2) 医療従事者 医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、看護師、准看護師、保健助手その他の医療業務に従事する者をいう。

(3) 診療情報 診療の過程で、患者の傷病の状況、治療等について医療従事者が知り得た情報をいう。

(4) 診療記録 診療録、病状連絡票、処方せん、食事せん、照射録、手術記録、医務日誌、看護日誌、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、診療経過の要約文書その他の診療に関する記録をいう。

第2章 診療記録

（診療記録についての留意事項）

第3条 医療従事者は、適切な医療を提供するために、診療記録を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(診療録)

第4条 医師は、被收容者の診療を行ったときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録(第1号様式又は第2号様式)に記載するものとする。

2 診療録は、被收容者の診療を行った際に、診療を行った施設において、各被收容者ごとに作成するものとする。

(病状連絡票)

第5条 診療録が作成されている被收容者を他の施設に移送するときは、医療従事者が作成した病状連絡票(第3号様式)を、矯正局長が別に定める健康診断簿に添付して移送先の施設へ送付するものとする。

(処方せん)

第6条 医師は、被收容者を診察し、治療上薬剤を調剤して投与する必要があると認めるときは、処方せん(第4号様式)を作成するものとする。ただし、結核患者その他の長期療養患者であつて、同一処方による投薬を継続して行う必要があるものについては、適宜の様式用の紙を用いて処方せんを作成することができる。

2 医師が自ら処方し調剤する場合は、診療録への記載をもって処方せんの作成に代えることができる。

(食事せん)

第7条 医師は、矯正施設被收容者食料給与事務規程(平成7年法務省矯医訓第662号大臣訓令)第2条第1項第2号に規定する食事せんを作成するものとする。

(照射録)

第8条 診療放射線技師又は診療エックス線技師は、被收容者の診療のため放射線の照射を行ったときは、照射録(第5号様式)を作成するものとする。

(手術記録)

第9条 医師は、施設内で患者の手術を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記載した手術記録を作成し、署名又は押印するものとする。

- (1) 患者の氏名、年齢及び性別
- (2) 傷病名、手術を行った部位及び手術時間
- (3) その他必要と認める事項

(日誌)

第10条 医療従事者は、医務日誌(第6号様式)を作成し、看護師又は准看護師は、必要に応じて、看護業務に関する事項を記載する看護日誌を作成するものとする。

(診療録等の様式の特則)

第11条 医療刑務所、医療少年院その他病院を開設している施設においては、診療録、処方せん及び照射録について、矯正局長の承認を得て、この訓令に定める様式に代え、別の様式のもので定める使用することができる。

(診療記録の保存)

第12条 診療記録は、被收容者を移送する場合であっても、病状連絡票を除き、移送元施設において所定の期間保存するものとする。

第3章 診療情報

(診療情報の提供についての留意事項)

第13条 医療従事者は、患者に対し、患者が理解しやすいように診療情報を提供するよう努めなければならない。

(提供する診療情報の内容等)

第14条 医療従事者は、患者に対し、次に掲げる事項に関する診療情報を提供するものとする。

- (1) 現在の症状及び診断傷病名
- (2) 処置及び治療の方針
- (3) 処方する薬剤について、その名称、種類又は内容、服用方法、効能及び特に注意を要する副作用
- (4) 手術や侵襲的な検査を行う場合には、その概要、危険性、行わない場合の危険性及び行った場合の合併症発生の可能性の有無

2 診療情報を提供することにより患者の心身を著しく害するおそれがある場合、患者が自己の行為の是非を判断する能力が著しく低い場合その他相当の事由がある場合は、前項の規定にかかわらず、診療情報の全部又は一部を提供しないことができる。

(提供の方法)

第15条 診療情報の提供は、口頭によるものとする。ただし、提供する情報の内容の難易度、患者の理解力の程度等を勘案して特に必要と認めるときは、口頭による説明に加え、提供すべき情報を文書に記載して交付するものとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 収容者診療記録取扱規程（昭和45年法務省矯正甲第1060号大臣訓令。以下「旧規程」という。）は、廃止する。
- 3 旧規程により作成され、この訓令の施行の際現に施設において保存されている診療録、診療票、処方せん、照射録及び医務日誌は、これをこの訓令に規定する診療録、病状連絡票、処方せん、照射録及び医務日誌とみなして、その取扱いについて、この訓令の規定を適用する。

附 則〔平成29.5.16矯医訓1〕

この訓令は、平成29年6月1日から施行する。

(イ表)

番号		ふりがな 氏 名		男女	生年月日	年 月 日
入所(院) 年月日				出所(院) 年月日		
居室・工場 (寮室)						

(裏面)

既 往 歴			ア レ ル ギ ー 歴 (有・無)
傷 病 名	年 齢	主な処置・処方の内容・転帰の状況	薬剤名
			食品名
			その他
			感 染 症 歴 (有・無)
			家 族 の 病 歴 (有・無)

参考事項

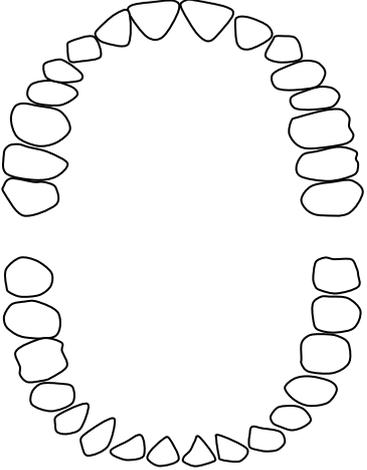
- 注1 「既往歴」欄には、今までにり患又は負傷した主な傷病名，り患又は負傷時の年齢，主な処置・処方の内容及び転帰の状況について記載すること。
- 2 「アレルギー歴」欄については，有・無のいずれかを丸で囲み，有の場合は，薬剤名，食品名又はその他のアレルギーの原因について具体的に記載すること。
- 3 「感染症歴」欄については，有・無のいずれかを丸で囲み，有の場合は，B型肝炎，C型肝炎，エイズ等の病名を記載すること。
- 4 「家族の病歴」欄については，有・無のいずれかを丸で囲み，有の場合は，本人との関係，病名及びり患時の年齢（死亡の場合は死因及び死亡時年齢）を記載すること。
- 5 「参考事項」欄には，口表に記録された主な傷病名，その診断年月日，諸検査記録等の参考情報を適宜記載すること。

- 注1 「傷病名・問題点」欄には、患者の訴え又は診察，観察若しくは検査した結果（検査データを含む。）に基づいて導き出された傷病名（疑いを含む。）及び今後の問題点を具体的に記載すること。
- 2 「看護師等印」欄には、看護師等（医師以外の医療従事者をいう。以下同じ。）が、自ら観察した患者の傷病の状況，実施した処置等を「主訴・所見・治療方針・処置・処方・患者への説明内容等」欄に記載した場合に、当該看護師等が署名又は押印をすること。
- 3 「医師印」欄には、医師が、診療を行い、その診療内容を「主訴・所見・治療方針・処置・処方・患者への説明内容等」欄に記載した場合（看護師等に指示して記載させる場合を含む。），看護師等が記載した内容を医師が確認した場合等に、当該医師が署名又は押印をすること。

(イ表)

番号		ふりがな 氏 名		男女	生年月日	年 月 日
入所(院) 年月日				出所 (院) 年月日		
居室・工場 (寮室)						

(裏面)

既 往 歴			ア レ ル ギ ー 歴 (有・無)	
傷 病 名	年 齢	主な処置・処方の内容・転帰の状況	薬 剤 名	
			食品名	
			その他	
			感 染 症 歴 (有・無)	
			家 族 の 病 歴 (有・無)	
			参考事項	

- 注1 「既往歴」欄には、今までにり患又は負傷した主な傷病名，り患又は負傷時の年齢，主な処置・処方の内容及び転帰の状況について記載すること。
- 2 「アレルギー歴」欄については，有・無のいずれかを丸で囲み，有の場合は，薬剤名，食品名又はその他のアレルギーの原因について具体的に記載すること。
- 3 「感染症歴」欄については，有・無のいずれかを丸で囲み，有の場合は，B型肝炎，C型肝炎，エイズ等の病名を記載すること。
- 4 「家族の病歴」欄については，有・無のいずれかを丸で囲み，有の場合は，本人との関係，病名及びり患時の年齢（死亡の場合は死因及び死亡時年齢）を記載すること。
- 5 「参考事項」欄には，口表に記録された主な傷病名，その診断年月日，諸検査記録等の参考情報を適宜記載すること。

- 注1 「傷病名・問題点」欄には、患者の訴え又は診察，観察若しくは検査した結果（検査データを含む。）に基づいて導き出された傷病名（疑いを含む。）及び今後の問題点を具体的に記載すること。
- 2 「看護師等印」欄には、看護師等（医師以外の医療従事者をいう。以下同じ。）が、自ら観察した患者の傷病の状況，実施した処置等を「主訴・所見・治療方針・処置・処方・患者への説明内容等」欄に記載した場合に、当該看護師等が署名又は押印をすること。
- 3 「医師印」欄には、医師が、診療を行い、その診療内容を「主訴・所見・治療方針・処置・処方・患者への説明内容等」欄に記載した場合（看護師等に指示して記載させる場合を含む。），看護師等が記載した内容を医師が確認した場合等に、当該医師が署名又は押印をすること。

病 状 連 絡 票

(施設名：)

作成年月日	年 月 日	作成者 記名押印 又は署名	役職： 氏名：
ふりがな 氏 名		男 女	生年 月日
		年 月 日 (歳)	
現 症			
診療情報提供書等の添付 (有 ・ 無)			
NO	傷 病 名	発病・負傷年月日	傷 病 の 経 緯 及 び 治 療 内 容

(裏面)

既 往 歴			ア レ ル ギ ー 歴 (有・無)
傷 病 名	年 齢	主な処置・処方の内容・転帰の状況	薬剤名
			食品名
			その他
			感 染 症 歴 (有・無)
			家 族 の 病 歴 (有・無)

参考情報

--

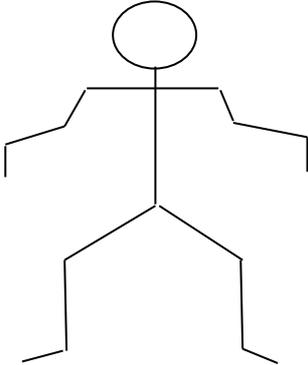
- 注1 「現症」欄には、現在の傷病について、傷病ごとに、その傷病の経緯及び治療内容を記載すること。
入所（院）前における発病又は負傷年月日が不明のときは、「発病・負傷年月日」欄に不明と記載すること。
- 2 「既往歴」欄には、移送までにり患又は負傷した主な傷病（入所（院）前のものを含み、現在治療中のものを除く。）名、り患又は負傷時の年齢、主な処置・処方内容及び転帰の状況について記載すること。
 - 3 「アレルギー歴」欄については、有・無のいずれかを丸で囲み、有の場合は、薬剤名、食品名又はその他のアレルギーの原因について具体的に記載すること。
 - 4 「感染症歴」欄については、有・無のいずれかを丸で囲み、有の場合は、B型肝炎、C型肝炎、エイズ等の病名を記載すること。
 - 5 「家族の病歴」欄については、有・無のいずれかを丸で囲み、有の場合は、本人との関係、病名及びり患時の年齢（死亡の場合は死因及び死亡時年齢）を記載すること。
 - 6 「参考情報」欄には、診断はないものの本人の申出により記載した事項があればその旨を記載するほか、移送先施設において必要と思われるその他の情報について適宜記載すること。

第4号様式

処方せん		
交付年月日	記名押印 医師 又は 署名	
番号		
ふりがな 氏名	年齢	才
	居室（寮室）	
処方 薬名	分量	用量・用法
	日分	
調剤年月日	記名押印 薬剤師 又は 署名	
施設名		
所在地		

第5号様式

照 射 録

					フィルム番号	
照射指示年月日		年 月 日			医師署名	
番号	ふりがな 氏 名	年齢	性別		男・女	
			生年月日	年 月 日		
種別	一般 造影 CT MR その他()					
照射部位	頭部 胸部 腹部 椎体 骨盤 四肢 その他()					
照射内容	①方向 正面(A→P・P→A) ・ 側面(R→L・L→R) その他() ②体位 立位 ・ 臥位					
照射条件等	照射部位	照射条件			フィルムサイズ	
		管電圧(kV)	管電流(mA)	時間(sec)	距離(cm)	枚 数
指示事項						
照射年月日					技師記名押印又は署名	

- 注1 「種別」欄については、該当する事項を丸で囲み、又は「その他」の括弧内に記載すること。
- 2 「照射部位」欄については、該当する事項を丸で囲み、又は「その他」の括弧内に記載すること。
人体図にも印を付すなどして照射部位を明示すること。
- 3 「照射内容」欄の「① 方向」については、該当する事項を丸で囲み、又は「その他」の括弧内に記載すること。「② 体位」については、該当する事項を丸で囲むこと。
- 4 「照射条件等」欄には、照射部位、その照射条件並びに使用したフィルムのサイズ及び枚数を記載すること。フィルムサイズは、半切・大角・大四・四切・六切・C T・パノラマ等の別を記載すること。
- 5 「指示事項」欄には、医師からの指示の内容を記載すること。

第6号様式

医 務 日 誌

年 月 日 曜日				正午の気温 ℃				
所 (院) 長	部 (次) 長	首席 専門官 ・ 課 長		統括 専門官		係		
区 分			人 員 計		※ 既 決		※ 未 決	
			当日	累計	当日	累計	当日	累計
健康 診断	実施人員		(1) ()	()	()	()	()	()
	(再掲)勤務時間外実施							
患者 数	休養患者							
	当日非休養患者		(2)					
再 掲	休養 患者	新 患 者	(3)					
		治癒又は軽快	(4)					
		重症患者						
	投薬 人員	執行停止出所(院)者						
		未治出所(院)者						
		休養患者						
当日非休養患者								
備薬投与者								
他施設移送者		(5)						
外部通院者		(6)						
病院移送者		(7)						
死 亡 者								
勤務時間外診療人員(再掲)								
同 上 投薬人員(再掲)								
収 容 人 員		(8)						

(裏面)

記 事

注1 ※印の欄は刑事施設のみ記載すること。

- 2 「既決」欄には、受刑者、労役場留置者及び死刑確定者の人員を計上し、「未決」欄には、それ以外の被収容者の人員を計上すること。
- 3 (1)の欄には、入所(院)時及び出院時健康診断、処遇上必要であるとして実施した健康診断並びに定期の健康診断の実施人員を計上し、定期の健康診断の実施人員を、括弧内に再掲すること。
- 4 (2)の欄には、当日、診察、処置、検査又は薬剤を処方した非休養患者の人員を記載すること。
- 5 (3)の欄には、当日新たに休養患者となった人員を記載し、(4)の欄には、当日休養を解除した人員を記載すること。
- 6 (5)の欄には、医療上の必要により他の矯正施設へ移送した患者の人員を記載すること。
- 7 (6)の欄には、診療のため外部の病院又は他の矯正施設に護送し、即日帰所(院)した患者の人員を記載すること。
- 8 (7)の欄には、外部の病院に入院中の患者の人員を記載すること。
- 9 (8)の欄には、24時現在の収容人員を記載すること。
- 10 「累計」欄には、1月1日から当日までの各区分ごとの延べ人員を記載すること。
- 11 女子の人員は朱書して別掲すること。
- 12 「記事」欄には、重症患者の診療上の特記事項、矯正施設の防疫上の措置等、執務上の重要事項を具体的かつ簡明に記載すること。

